

議案第 11 号

桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例案

桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する施策について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて安全、安心かつ快適な地域社会及び活力あるまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 法第2条第1項に規定する空き家等並びに規則で定めるその他の建築物及びこれに附属する工作物及びこれらの敷地(立木その他の敷地に定着するものを含む。)であって、居住その他の使用がなされていないものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 所有者等 所有者、管理者又は相続権を有する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。
- (4) 管理不全空き家等 法第2条第2項の特定空き家等及び規則で定める空き家等をいう。

### (空き家等の所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等の適正な管理及び利活用に努めるものとする。

2 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全空き家等の状態と認められたときは、自らの責任において、直ちにその状態を解消しなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、法及びこの条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的、効率的及び計画的に推進するものとする。

- 2 市は、空き家等の発生を予防するよう啓発に努めるものとする。
- 3 市は、空き家等の利活用の支援及び啓発に努めるものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、空き家等が及ぼす周辺的生活環境への影響について理解を深めるとともに、空き家等に関する情報を市に提供し、市が実施する空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する施策に協力するものとする。

### (空き家等対策計画の策定)

第6条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、空き家等に関する対策についての計画(以下「空き家等対策計画」という。)を定めるものとする。

(協議会)

第7条 市長は、法第7条第1項の規定に基づき、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空き家等に関する対策の推進に関して協議を行うため、桐生市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織するものとする。
- 3 協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 法務関係者
  - (2) 不動産関係者
  - (3) 建築関係者
  - (4) 市民団体等から選出された者
  - (5) 学識経験者
  - (6) その他市長が必要と認めた者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(調査等)

第8条 市長は、空き家等について、市民等から相談を受け、又は認知した場合は、当該空き家等の所在及び所有者等を把握するための調査その他空き家等に関する調査をこの条例の施行のために必要な限度において行うことができる。

- 2 市長は、第2条第4号の管理不全空き家等であるか否かを判定するため、この条例の施行のために必要な限度において、その職員又はその委任した者に、空き家等に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により立入調査を行うときは、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空き家等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の

長その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空き家等に関するデータベースの整備)

第10条 市長は、空き家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下この条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供、助言その他必要な援助)

第11条 市長は、空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理及び利活用を促進するよう情報の提供、助言その他必要な援助をすることができる。

(助言又は指導)

第12条 市長は、管理不全空き家等の所有者等に対し、当該管理不全空き家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態又は著しく衛生上有害となるおそれがある状態にない場合については、建築物の除却を除く。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

(緊急安全措置)

第13条 市長は、空き家等が市民等の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼす等の特に危険な状態と認め、かつ、緊急にこの状態を回避する措置が必要となった場合、原則として当該空き家等の所有者等に同意を得て、必要最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たり、当該空き家等の所有者等への同意を得る時間的余裕がないときは、当該措置を講じた後、速やかに当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

3 市長は、第1項に定める措置をとった場合は、当該空き家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用を請求することができる。

(関係行政機関等への協力要請)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、管理不全空き家等の当該状態を解消するため、関係行政機関等に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和31年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国土利用計画審議会の項の次に次のように加える。

空き家等対策協議会委員	1日につき 8,000円
-------------	--------------

## 議 案 説 明

### 議案第 11 号 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例案

空き家等の適正管理及び利活用を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて安全、安心かつ快適な地域社会及び活力あるまちづくりに資するため、新たに条例を制定しようとするものです。